

薬生食基発 0816 第 1 号
令和 4 年 8 月 16 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

第 10 版食品添加物公定書の作成のための「食品、添加物等の規格基準」
の改正に係る意見募集について（周知依頼）

今般、第 10 版食品添加物公定書作成の検討のために設置された第 10 版食品添加物公定書作成検討会（以下「検討会」という。）が報告をとりまとめたことから、報告を受けた添加物等について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）を改正することを予定しております。

規格基準告示の改正について、販売等の実態を踏まえた内容とするため、貴管内の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の販売等を行う営業者等に対し、別添の改正案について、意見があれば、下記の要領で厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課宛てに提出いただくよう、周知方よろしく申し上げます。なお、本件に関しては、厚生労働省のホームページによる周知を行っています。

第 10 版食品添加物公定書では、これまでに食品添加物公定書追補の作成のために意見募集を行った分に加えて、通則、一般試験法、試薬・試液等、成分規格・保存基準各条等に係る改正を行う予定です。また、本意見募集期間の終了後、提出された意見について確認の上で、食品安全委員会による食品健康影響評価、薬事・食品衛生審議会における審議、行政手続法に基づく意見募集等の手続を経て告示を行う予定であることを申し添えます。

記

1. 意見の提出対象

第10版食品添加物公定書案（案）

（厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186592_00007.html）に掲載）

2. 意見の提出方法

別紙の様式により意見をまとめ、以下の宛先まで電子メールにて提出してください。表題に「第10版食品添加物公定書の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正について」と明記してください

宛先：kijunfap@mhlw.go.jp

3. 意見の提出上の注意

提出される意見は日本語に限ります。また、個人は氏名・住所・職業・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出された意見については、氏名、住所及び連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

連絡先については、提出された意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

提出された意見について、内容の妥当性の確認等を行うため、根拠となる試験成績等の御提供をお願いします。ただし、誤植の修正に関する意見については、この限りではありません。

なお、意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

4. 意見提出の締切日

令和4年9月14日（水）